

地域計画

策定年月日	令和6年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	谷内地区 (町井、晴山館迫、館迫、鷹巣堂、谷内、砂子、小原、倉沢、小倉、中通、白土)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	817.41 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	743.16 ha
② 田の面積	606.89 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	136.27 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	67 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.32 ha
(備考)遊休農地面積1.9ha(うち1号遊休農地1.9ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地域内の集落営農型経営体、10ha超を作付する個人経営体が農地集積の中心を担う。一方、地域内の人口減少、農業従事者の高齢化が深刻化しており、農業後継者の確保・育成が急務の課題として挙げられる。

・当地域は中山間地域に所在しており、「水田区画が狭小」、「水田への給排水が悪い」等の条件不利地が多い。一部集落において、基盤整備事業に着手する等の耕作条件の改善に努めている。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による維持管理が行われており、現状は著しい荒廃等は発生していない。

・イノシシやシカによる食害も発生しており、今後、電気柵を設置する等による鳥獣害への対策を講じる必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻が主要品目。そのほか水田転作としてそば、ハト麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。基盤整備実施工区である砂子集落においては、法人が中心となり高収益作物(ピーマン)の栽培を行う。

・一部の集落においては、昨今の資材価格高騰等の状況を鑑み、有機・減農薬等の農法を取り入れるべく検討を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。耕作継続が困難な農地については、中山間組織による保全管理を行っていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	29.3	%	将来の目標とする集積率
			60 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・基盤整備の実施を予定・検討している集落においては、基盤整備事業に併せて集約化に向けた検討を進めていく。その他の集落においては、経営体間による話し合いを基に機構関連事業の要件である0.5ha以上の団地を増やすことを目標に集約化を検討していくが、まずは遊休農地の発生を防止するために農地集積に取り組むことが重要。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。受け手の確保が困難な場合には、地域外の経営体への集積を検討する。 ・集約化への取組については、経営体間の話し合いを基に農地交換等を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地流動化を円滑に行うべく、地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
・砂子集落において、令和5年度より基盤整備事業着工。令和11年竣工を目指す(受益面積65.5ha)。 ・猿ヶ石集落、鷹巣堂集落において基盤整備に向けた検討を進めている最中。早期着工に向け集落内の機運を高めていく。 ・相続未登記農地が発生した際は、事業効果を維持する観点から安易に地区除外せずに、機構法の利用権設定制度や、所有者不明土地管理制度を活用し粘り強く取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内から農業従事者の確保に向けて取組む。 ・市やJA等と連携し、担い手確保に向けた支援情報等を共有していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①シカ、イノシシ等の鳥獣害に備え、電気柵を設置する等により対策を講じる。
 ②資材価格高騰の情勢を鑑みて、有機・減農薬による農法を取り入れていく。
 ③ドローンを活用した効率的な農薬散布を行う(コスト面に考慮し、作業委託による散布を検討中)。また、法面の草刈の省力化に向けラジコン草刈機の導入を検討する。
 ⑦耕作継続が困難な農用地については、中山間組織、協定参加者による保全管理を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。